

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり国交省担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請するよう協力依頼がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- ・建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。

以 上